

○都城市都市計画審議会傍聴規程

平成24年1月5日

訓令第 17 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、都城市都市計画審議会条例（平成18年条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、都城市都市計画審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(非公開の決定方法)

第2条 会議を非公開とする判断は、会長が決定する。

(会議開催の周知)

第3条 会議の開催については、開催日の1週間前までに公表する。

- 2 公表の方法は、都城市役所ホームページへの掲載により行う。
- 3 公表の内容は、会議名、日時、場所、議案名、傍聴受付方法、傍聴人の数その他会長が必要と認めた事項とする。

(傍聴の手続等)

第4条 傍聴人の数は、10名を限度とする。ただし、報道関係者の数は除く。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、開会予定時刻の30分前から10分前までに、傍聴人受付簿（別記様式）に氏名、住所等を記入し、係員の指示を受けて傍聴席に着席するものとする。
- 3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

(報道関係者の特例)

第5条 報道関係者の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

- 2 報道関係者から取材等の申し入れがある場合は、会議の開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(会議資料の閲覧)

第6条 会長は、会議資料を会場に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

(傍聴の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

